# 鹿児島県公報

平成28年4月26日 (火) 第3207号の2



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

(介護福祉課取扱い) 1

(介護福祉課取扱い) 2

(介護福祉課取扱い) 2

(水産振興課取扱い) 3

(水産振興課取扱い) 4

(農地整備課取扱い) 11

(農地整備課取扱い) 12

(農地整備課取扱い) 13

(農地保全課取扱い) 13

(農地保全課取扱い) 13

(道路維持課取扱い) 14

(畜産課取扱い) 10

ページ

告示

- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- ○漁業の免許
- ○養殖共済に係る一定の水域の設定
- ○収去飼料の試験結果の公表
- ○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件)
- ○県営土地改良事業に係る換地処分(2件)
- ○県営土地改良事業の工事の完了
- ○国土調査の指定
- ○平成28年度地籍調査事業計画の公表
- ○道路の区域の変更
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

公

○道路の位置指定

(姶良・伊佐地域振興局取扱い) 15 **告** 

○一般競争入札公告

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(県立図書館取扱い) 16

(生活安全企画課取扱い) 19

(姶良・伊佐地域振興局取扱い) 14

# 告示

#### 鹿児島県告示第478号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業	業 所	申 請 者			14	11. 18 =
名 称	名 称 所在地		主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
療養通所介護事	いちき串木野市	医療法人親貴会	いちき串木野市	海江田正史	平成28年	通所介護
業所てのんかん	上名5050番地13		東塩田町35番地		3月31日	
デイサービスさ	南九州市頴娃町	株式会社資生荘	南九州市頴娃町	上村留美子	平成28年	通所介護
つまふじ	牧之内2156番地		牧之内2417番地		3月31日	
訪問介護グリー	南九州市頴娃町	特定非営利活動	南九州市頴娃町	橋元 京子	平成28年	訪問介護
ンライフ	上別府4712番2	法人GreenLife	上別府4712番2		4月1日	
ヘルパーステー	大島郡瀬戸内町	特定非営利活動	大島郡瀬戸内町	渡邉 照代	平成28年	訪問介護
ションほこらし	渡連136番地	法人かけろまホ	渡連136番地		4月1日	
や		ットネット				

鹿児島県福祉用	鹿屋市笠之原町	株式会社肝属環	肝属郡肝付町後	中村えい子	平成28年	福祉用具
品サポートセン	18 - 28	境サービス	田3098番地2		4月1日	貸与
ター						
鹿児島県福祉用	鹿屋市笠之原町	株式会社肝属環	肝属郡肝付町後	中村えい子	平成28年	特定福祉
品サポートセン	18 - 28	境サービス	田3098番地2		4月1日	用具販売
ター						
ホームヘルパー	南さつま市加世	一般社団法人と	南さつま市金峰	古城みゆき	平成28年	訪問介護
ステーション金	田本町51番地6	まり木福祉の会	町宮崎875番地		4月5日	
宝樹						

### 鹿児島県告示第479号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護 支援事業者として指定した。

平成28年4月26日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎	
<b>庇九面宏和尹</b>		

事業	業 所	申請者			化学年日	11. 18 7
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
ケアプランセン	大島郡瀬戸内町	社会福祉法人潤	大島郡瀬戸内町	藤野 耕一	平成28年	居宅介護
ターかすが	古仁屋春日5番	生会	古仁屋瀬久井西		3月31日	支援
	地		7番地3			
生活サポートセ	姶良郡湧水町木	株式会社スマイ	霧島市溝辺町竹	永吉るり子	平成28年	居宅介護
ンターえがお	場956番地 6	ルライフケア	子603番地19		4月1日	支援
居宅介護支援事	姶良市加治木町	医療法人碩済会	姶良市加治木町	木本 恵子	平成28年	居宅介護
業所ケアプラン	木田1394番地4		本町307番地1		4月1日	支援
センター海風	- 2					
指定居宅介護支	大島郡瀬戸内町	特定非営利活動	大島郡瀬戸内町	渡邉 照代	平成28年	居宅介護
援事業所ほこら	渡連136番地	法人かけろまホ	渡連136番地		4月1日	支援
しゃ		ットネット				

### 鹿児島県告示第480号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

鹿児島県知事 母藤祐-	白[

事業	業 所	申 請 者			松克尔口	11. 13 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
デイサービスさ	南九州市頴娃町	株式会社資生荘	南九州市頴娃町	上村留美子	平成28年	介護予防
つまふじ	牧之内2156番地		牧之内2417番地		3月31日	通所介護
訪問介護グリー	南九州市頴娃町	特定非営利活動	南九州市頴娃町	橋元 京子	平成28年	介護予防
ンライフ	上別府4712番2	法人GreenLife	上別府4712番2		4月1日	訪問介護
ヘルパーステー	大島郡瀬戸内町	特定非営利活動	大島郡瀬戸内町	渡邉 照代	平成28年	介護予防
ションほこらし	渡連136番地	法人かけろまホ	渡連136番地		4月1日	訪問介護
や		ットネット				
デイサービスセ	大島郡瀬戸内町	特定非営利活動	大島郡瀬戸内町	渡邉 照代	平成28年	介護予防
ンターほこらし	渡連136番地	法人かけろまホ	渡連136番地		4月1日	通所介護
や		ットネット				
鹿児島県福祉用	鹿屋市笠之原町	株式会社肝属環	肝属郡肝付町後	中村えい子	平成28年	介護予防
品サポートセン	18-28	境サービス	田3098番地2		4月1日	福祉用具

ター						貸与
鹿児島県福祉用	鹿屋市笠之原町	株式会社肝属環	肝属郡肝付町後	中村えい子	平成28年	特定介護
品サポートセン	18 - 28	境サービス	田3098番地2		4月1日	予防福祉
ター						用具販売
ホームヘルパー	南さつま市加世	一般社団法人と	南さつま市金峰	古城みゆき	平成28年	介護予防
ステーション金	田本町51番地6	まり木福祉の会	町宮崎875番地		4月5日	訪問介護
宝樹						

#### 鹿児島県告示第481号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、平成28年4月26日付けで次のとおり 漁業の免許をした。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 1 鹿児島海区

### (1) 共同漁業

<b>海相</b> 亚日	免 許	漁 業 権	者	各並の内容	
漁場番号	番号	住 所	氏名又は名称	免許の内容	
鹿共第77号	同左	鹿児島市城南町24番28号	鹿児島市漁業協同組	平成27年12月25日鹿児島県告	
			合	示第1087号で公示したとおり。	
鹿共第78号	同左	鹿児島市城南町24番28号	鹿児島市漁業協同組	同上	
			合		

### (2) 区画漁業 (第1種)

#### 魚類養殖業

漁場番号	免 許	漁業権	者	免許の内容
<b>偲場留</b> 写	番号	住 所	氏名又は名称	光計の内容
鹿特区魚第102号	同左	南さつま市笠沙町片浦15365	南さつま漁業協同組	平成27年12月25日鹿児島県告
		番地	合	示第1087号で公示したとおり。
鹿特区魚第103号	同左	南さつま市笠沙町片浦15365	南さつま漁業協同組	同上
		番地	合	
鹿特区魚第104号	同左	指宿市湊四丁目13番27号	指宿漁業協同組合	同上
鹿特区魚第105号	同左	鹿児島市城南町24番28号	鹿児島市漁業協同組	同上
			合	
鹿特区魚第106号	同左	鹿児島市城南町24番28号	鹿児島市漁業協同組	同上
			合	
鹿特区魚第107号	同左	鹿児島市城南町24番28号	鹿児島市漁業協同組	同上
			合	

#### 2 奄美大島海区

区画漁業 (第1種)

#### 魚類養殖業

<b>海坦</b> 亞口	免 許	漁業権	者	なきの中点
漁場番号	番号	住 所	氏名又は名称	免許の内容
大特区魚第29号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜	宇検村漁業協同組合	平成27年12月25日鹿児島県告
		1319番地 8		示第1087号で公示したとおり。
大特区魚第30号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜	宇検村漁業協同組合	同上
		1319番地 8		
大特区魚第31号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜	宇検村漁業協同組合	同上
		1319番地 8		
大特区魚第32号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜	宇検村漁業協同組合	同上
		1319番地 8		
大特区魚第33号	同左	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字	瀬戸内漁業協同組合	同上

		船津38番地		
大特区魚第34号	同左	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字	瀬戸内漁業協同組合	同上
		船津38番地		

#### 鹿児島県告示第482号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の規定により、同法第114条第3号 に掲げる養殖業の養殖共済に係る一定の水域(以下「加入区」という。)を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成28年4月26日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成25年9月1日鹿児島県告示第934号(養殖共済に係る一定の水域の設定)の1の 表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入 区及び鹿児島市西桜島加入区の項、2の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ 水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項、3の表南さつま市 笠沙町片浦野間池加入区, 鹿児島市竜ヶ水第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島 市西桜島加入区の項,4の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項、5の表南さつま市笠沙町片浦野間 池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区 の項,6の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区,鹿児島市竜ヶ 水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項、7の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿 児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項、8の表 南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区 及び鹿児島市西桜島加入区の項、9の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水 第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項, 10の表南さつま市笠 沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区,鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市 西桜島加入区の項、11の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項,12の表南さつま市笠沙町片浦野間 池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区 の項、13の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ 水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項,14の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿 児島市竜ヶ水第1加入区,鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項,15の表 南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区 及び鹿児島市西桜島加入区の項、16の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水 第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項, 17の表南さつま市笠 沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区,鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市 西桜島加入区の項,18の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項,19の表南さつま市笠沙町片浦野間 池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区 の項,20の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区,鹿児島市竜ヶ 水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項,21の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿 児島市竜ヶ水第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項, 22の表 南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区,鹿児島市竜ヶ水第2加入区 及び鹿児島市西桜島加入区の項,23の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水 第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項, 24の表南さつま市笠 沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市 西桜島加入区の項,25の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項,26の表南さつま市笠沙町片浦野間 池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区 の項,27の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,宇検村枝手久島生間長浜加入区,宇検村生 勝西加入区、宇検村イジン崎加入区、宇検村名柄長崎加入区及び瀬戸内町篠川コバキン加入区

の項,28の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,宇検村枝手久島生間長浜加入区,宇検村生 勝西加入区、宇検村イジン崎加入区、宇検村名柄長崎加入区及び瀬戸内町篠川コバキン加入区 の項、29の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、宇検村枝手久島生間長浜加入区、宇検村生 勝西加入区、宇検村イジン崎加入区、宇検村名柄長崎加入区及び瀬戸内町篠川コバキン加入区 の項、30の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ 水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項,31の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区,鹿 児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項、32の表 南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区 及び鹿児島市西桜島加入区の項並びに33の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区, 鹿児島市竜 ヶ水第1加入区, 鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項並びに平成26年3 月25日鹿児島県告示第324号(養殖共済に係る一定の水域の設定)の1の表瀬戸内町篠川湾深 浦大浜第1加入区の項、2の表瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区の項並びに3の表瀬戸内町 篠川湾深浦大浜第1加入区の項並びに平成27年4月3日鹿児島県告示第337号(養殖共済に係 る一定の水域の設定)の1の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、鹿児島市竜ヶ水第1加入 区、鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加入区の項、2の表南さつま市笠沙町片浦 野間池加入区,鹿児島市竜ヶ水第1加入区,鹿児島市竜ヶ水第2加入区及び鹿児島市西桜島加 入区の項並びに3の表南さつま市笠沙町片浦野間池加入区、宇検村枝手久島生間長浜加入区、 宇検村生勝西加入区、宇検村イジン崎加入区、宇検村名柄長崎加入区、瀬戸内町篠川コバキン 加入区及び瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区の項を削る。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 小割り式1年魚はまち養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 2 小割り式2年魚はまち養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 3 小割り式3年魚はまち養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 4 小割り式1年魚たい養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 5 小割り式2年魚たい養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 6 小割り式3年魚たい養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 7 小割り式さけ・ます養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 8 小割り式2年魚ふぐ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 9 小割り式3年魚ふぐ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 10 小割り式1年魚かんぱち養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 11 小割り式2年魚かんぱち養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 12 小割り式3年魚かんぱち養殖業

加入区の名称	水   域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 13 小割り式ひらめ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 14 小割り式1年魚すずき養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 15 小割り式2年魚すずき養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 16 小割り式3年魚すずき養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

# 17 小割り式2年魚ひらまさ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 18 小割り式3年魚ひらまさ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 19 小割り式まあじ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域
- 1年10十十万万十十 8 本本米	

#### 20 小割り式1年魚しまあじ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 21 小割り式2年魚しまあじ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 22 小割り式3年魚しまあじ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 23 小割り式2年魚まはた養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 24 小割り式3年魚まはた養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 25 小割り式4年魚まはた養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 26 小割り式5年魚まはた養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域
- 1 中1 2 十 ナ 5 米 7 米 7 米 7 米 7 米 7 米 7 米 7 米 7 米 7 米	

### 27 小割り式すぎ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 28 小割り式まさば養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 29 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第51号及び第102号漁業権の漁場の区
	域
指宿市知林島加入区	鹿特区魚第104号漁業権の漁場の区域
宇検村枝手久島生間長浜加入区	大特区魚第1号及び第29号漁業権の漁場の区域
宇検村生勝西加入区	大特区魚第3号及び第30号漁業権の漁場の区域
宇検村イジン崎加入区	大特区魚第4号及び第31号漁業権の漁場の区域
宇検村名柄長崎加入区	大特区魚第5号及び第32号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川コバキン加入区	大特区魚第14号及び第33号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区	大特区魚第18号及び第34号漁業権の漁場の区域

### 30 小割り式3年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	水 域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第51号及び第102号漁業権の漁場の区
	域
指宿市知林島加入区	鹿特区魚第104号漁業権の漁場の区域
宇検村枝手久島生間長浜加入区	大特区魚第1号及び第29号漁業権の漁場の区域
宇検村生勝西加入区	大特区魚第3号及び第30号漁業権の漁場の区域
宇検村イジン崎加入区	大特区魚第4号及び第31号漁業権の漁場の区域
宇検村名柄長崎加入区	大特区魚第5号及び第32号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川コバキン加入区	大特区魚第14号及び第33号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区	大特区魚第18号及び第34号漁業権の漁場の区域

### 31 小割り式4年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第51号及び第102号漁業権の漁場の区
	域
指宿市知林島加入区	鹿特区魚第104号漁業権の漁場の区域
宇検村枝手久島生間長浜加入区	大特区魚第1号及び第29号漁業権の漁場の区域
宇検村生勝西加入区	大特区魚第3号及び第30号漁業権の漁場の区域

宇検村イジン崎加入区	大特区魚第4号及び第31号漁業権の漁場の区域
宇検村名柄長崎加入区	大特区魚第5号及び第32号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川コバキン加入区	大特区魚第14号及び第33号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区	大特区魚第18号及び第34号漁業権の漁場の区域

### 32 小割り式5年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	水   域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第51号及び第102号漁業権の漁場の区
	域
指宿市知林島加入区	鹿特区魚第104号漁業権の漁場の区域
宇検村枝手久島生間長浜加入区	大特区魚第1号及び第29号漁業権の漁場の区域
宇検村生勝西加入区	大特区魚第3号及び第30号漁業権の漁場の区域
宇検村イジン崎加入区	大特区魚第4号及び第31号漁業権の漁場の区域
宇検村名柄長崎加入区	大特区魚第5号及び第32号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川コバキン加入区	大特区魚第14号及び第33号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区	大特区魚第18号及び第34号漁業権の漁場の区域

#### 33 小割り式2年魚めばる養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

### 34 小割り式3年魚めばる養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 35 小割り式4年魚めばる養殖業

加入区の名称	水    域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 36 小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名称	水   域
南さつま市笠沙町片浦野間池加入区	鹿特区魚第50号及び第103号漁業権の漁場の区
	域
鹿児島市竜ヶ水加入区	鹿特区魚第61号漁業権の漁場の区域
鹿児島市西桜島加入区	鹿特区魚第105号,第106号及び第107号漁業権
	の漁場の区域

#### 鹿児島県告示第483号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第1項及び 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第3 項の規定により、平成28年2月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の 結果の概要は、次のとおりである。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 栄養成分に関する検査

	- 1,7 -				
製造事業場等の	収去		製造		違反の有
製造事業場等の 名称及び所在地		飼料の名称	(輸入)	試 験 項 目	無及び違
名称及び所任地	場所		年月		反の内容
			平成		
鹿児島プロフー	同左	調整魚粉	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗灰分	無
ズ (株)					
谷山工場					
(鹿児島市)					
志布志飼料	同左	フィード・ワンブ	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
(株)		ライトSE17		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
志布志工場		フィード・ワング	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
(志布志市)		ロアーM		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		まるは印配合飼料	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		エクセルポークM		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		フィード・ワンI	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		F美食麦豚		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		フィード・ワンN	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		Hマキシマム交配		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		用			
九州昭和産業	同左	マルニ印配合飼料	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
(株)		成鶏用EX17H		繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
志布志工場		マルニ印配合飼料	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
(志布志市)		児湯ブロ後期		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		マルニ印配合飼料	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		児湯ブロ仕上		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		マルニ印配合飼料	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		焙煎プラス		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		マルニ印配合飼料	28. 2	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		焙煎マーテル		繊維、粗灰分、カルシウム、りん	

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

#### 鹿児島県告示第484号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南薩土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 塗木 弘幸 南九州市知覧町東別府14452番地

(任期 平成28年4月5日から平成29年7月22日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 霜出 勘平 南九州市知覧町西元4187番地1

#### 鹿児島県告示第485号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

藏ヶ崎俊光 鹿屋市下堀町2941番地4 理事 福永 清巳 鹿屋市横山町2225番地2 理事 大脇 義隆 鹿屋市南町4132番地7 木下 和明 鹿屋市大姶良町1717番地 理事 理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地2 理事 萩﨑 英珍 鹿屋市吾平町上名2491番地1 理事 稳 鹿屋市吾平町上名5687番地5 永田 理事 東桂木滿州男 鹿屋市吾平町麓1843番地 一夫 肝属郡肝付町後田8400番地 理事 柳 理事 前村 光昭 肝属郡肝付町後田4089番地 理事 新村 洋一 肝属郡肝付町前田49番地1 理事 市來 勝義 肝属郡肝付町新富6945番地1 理事 永野 和行 肝属郡肝付町後田2417番地1 監事 永山 裕人 鹿屋市吾平町上名4785番地3 監事 重田 寅男 肝属郡肝付町新富3856番地1 下仮屋勝哉 鹿屋市浜田町1006番地 監事

(任期 平成28年4月1日から平成32年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 藏ヶ崎俊光 鹿屋市下堀町2941番地4 理事 福永 清巳 鹿屋市横山町2225番地2 理事 大脇 義隆 鹿屋市南町4132番地7 理事 木下 和明 鹿屋市大姶良町1717番地 理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地2 理事 萩﨑 英珍 鹿屋市吾平町上名2491番地1 治 鹿屋市吾平町上名5656番地 理事 山本 理事 東桂木滿州男 鹿屋市吾平町麓1843番地 一夫 肝属郡肝付町後田8400番地 理事 理事 前村 光昭 肝属郡肝付町後田4089番地 理事 鶴田 健一 肝属郡肝付町前田207番地1 理事 福永 俊昭 肝属郡肝付町前田512番地4 理事 永野 和行 肝属郡肝付町後田2417番地1

永山 裕人 鹿屋市吾平町上名4785番地3

監事 重田 寅男 肝属郡肝付町新富3856番地1

監事 下仮屋勝哉 鹿屋市浜田町1006番地

#### 鹿児島県告示第486号

監事

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により,東串良町林田土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

監事 中嶋 達哉 肝属郡東串良町川東3545番地

(任期 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

監事 中野 重雄 肝属郡東串良町川東3667番地

#### 鹿児島県告示第487号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農

#### 鹿 児 島 県 公 報 平成28年4月26日 (火) 第3207号の2

村振興総合整備末吉地区寺田上換地区の換地計画に係る換地処分を,平成28年4月11日に行った。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第488号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により,土地改良事業県営農村振興総合整備末吉地区寺田下換地区の換地計画に係る換地処分を,平成28年4月11日に行った。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第489号

土地改良事業県営農地開発(農用地造成)古見地区の工事は、平成15年5月2日に完了した。 平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第490号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定の年	調査を行う	調査地域	調査期間
月日	者の名称	調査地域	明 且 粉 间
平成28年	南九州市	南九州市川辺町田部田の一部	平成28年4月1日から
4月1日			平成29年2月28日まで

#### 鹿児島県告示第491号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査 事業計画を次のとおり定めた。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行う者 の名称	調	査	地	域	調	査	期	間
鹿児島市	鹿児島市田上	二二丁目,日	田上三丁目,	田上町, 広	平成28	年 4	月 1	日から
	木一丁目, 应	太木二丁目,	宇宿四丁目	1, 宇宿八丁	平成29	年 3	月31	日まで
	目, 小原町,	田上台一	丁目,唐湊二	工丁目,紫原				
	二丁目,紫原	〔三丁目,紫	紫原七丁目,	日之出町及				
	び南新町の名	一部						
鹿屋市	鹿屋市本町,	朝日町及び	び曽田町の名	全部並びに	平成28	年 4	月 1	日から
	鹿屋市下高限	是町, 吾平岡	町及び南町の	)各一部	平成29	年3	月31	日まで
指宿市	指宿市東方,	十町及び一	十二町の各-	一部	平成28	年 4	月 1	日から
					平成29	年3	月31	日まで
西之表市	西之表市西之	2表及び安場	成の各一部		平成28	年 4	月 1	日から
					平成29	年3	月31	日まで
垂水市	垂水市新城の	)一部			平成28	年 4	月 1	日から
					平成29	年3	月31	日まで
南さつま市	南さつま市笠	2沙町片浦の	の一部 一		平成28	年 4	月 1	日から
					平成29	年3	月31	日まで
奄美市	奄美市笠利町	大字用, 每	<b></b>	1野,名瀬大	平成28	年4	月 1	日から

	字根瀬部,名瀬大字西仲勝,住用町大字川内,住用町大字役勝,住用町大字東仲間,住用町大	平成29年3月31日まで
 三島村	字市及び住用町大字摺勝の各一部 三島村硫黄島及び黒島の各一部	平成28年4月1日から
二岛们	二局性・一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
 十島村	十島村口之島の一部	平成29年3月31日よく 平成28年4月1日から
一一四个		平成29年3月31日まで
錦江町	錦江町神川及び田代麓の各一部	平成29年3月31日よく 平成28年4月1日から
元山 七丁 四1	新江門作川及O:田ໄ(鹿の石 - 同	平成29年3月31日まで
南大隅町	南大隅町根占横別府、根占川南、佐多伊座敷及	平成29年3月31日まで 平成28年4月1日から
用八柄町	「一個人的。」	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
肝付町	肝付町新富、前田及び後田の各一部	平成29年3月31日まで 平成28年4月1日から
Δ1 TJ PJ	がいる。 一切である。 にはないないのない。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
中種子町	■ 中種子町牧川及び納官の各一部	平成29年3月31日まで 平成28年4月1日から
中性丁叫	中種子町牧川及の納目の谷一部	
支毛フ町	古紙フ町中央   サインドボルのターガ	平成29年3月31日まで
南種子町	南種子町中之上及び平山の各一部	平成28年4月1日から
		平成29年3月31日まで
大和村	大和村大金久、大和浜及び戸円の各一部	平成28年4月1日から
<del>→</del> ₩ ₩		平成29年3月31日まで
宇検村	宇検村生勝の一部	平成28年4月1日から
\dat I . m	Vir - 1, market -> m// No. 1, La -tr -> -te/ No. m// No.	平成29年3月31日まで
瀬戸内町	瀬戸内町節子,勝能,古志,嘉入,諸鈍,勝浦,	平成28年4月1日から
Life Corp. ve.	阿木名、古仁屋及び阿室釜の各一部	平成29年3月31日まで
龍郷町	龍郷町中勝及び浦の各一部	平成28年4月1日から
		平成29年3月31日まで
喜界町	喜界町小野津, 手久津久, 川嶺及び中熊の各一	平成28年4月1日から
	部	平成29年3月31日まで
徳之島町	徳之島町花徳及び山の各一部	平成28年4月1日から
		平成29年3月31日まで
天城町	天城町大津川、瀬滝、岡前及び浅間の各一部	平成28年4月1日から
		平成29年3月31日まで
伊仙町	伊仙町伊仙の一部	平成28年4月1日から
		平成29年3月31日まで

### 鹿児島県告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年4月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

			70	22 - 477   17   17	D /444   F - 1
道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	小山田谷山線	鹿児島市石谷町675番3地	前	18.0~39.5	47.0
		先から676番1地先まで	後	18. 0∼33. 5	47.0

#### 姶良・伊佐地域振興局告示第11号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年4月26日

姶良•	伊佐地域振興局長	牟田神圭介

事	業 所		<b>北</b> 安 左 日	障害児通		
to the	= + 14	h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	種類
療育サポートウ	姶良市東餅田	リハケアウイン	曽於市末吉町深	野田 秀明	平成28年	児童発達
イング	1150番地28	グ株式会社	川2459番地 4		3月15日	支援・放
						課後等デ
						イサービ
						ス
ヒューマンサポ	霧島市国分広瀬	合同会社ヒュー	鹿児島市西陵六	榊 俊一	平成28年	児童発達
ートセンターco	一丁目1番19-	マンサポートc	丁目33番3号		4月1日	支援・放
coro	3 号	olors				課後等デ
						イサービ
						ス
通所支援事業所	霧島市国分湊	合同会社パステ	霧島市国分湊	池田 和子	平成28年	児童発達
パステル	894番地 2	ル	894番地 2		4月1日	支援・放
						課後等デ
						イサービ
						ス
まっぷ	霧島市隼人町住	特定非営利活動	霧島市国分広瀬	村岡 伸祥	平成28年	児童発達
	吉616番地 1	法人こんぱす	三丁目3番30号		4月1日	支援・放
						課後等デ
						イサービ
						ス・保育
						所等訪問
						支援
かもう・子ども	姶良市蒲生町上	一般社団法人か	姶良市蒲生町上	丸野 博和	平成28年	児童発達
発達支援すくす	久德2657番地	ごしま共育舎	久德2199番地		4月1日	支援・放
<						課後等デ
						イサービ
						ス
笑和の家	霧島市隼人町見	株式会社クオリ	霧島市国分名波	中條 聖	平成28年	放課後等
	次1290番地2号	ティスタッフ	町24番21号		4月5日	デイサー
						ビス

### 姶良·伊佐地域振興局告示第12号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

姶良·伊佐地域振興局長 <br/> 牟田神圭介

指定の年	申請者の住所及び		指	定	道	足	各	
	名称並びに代表者	位	置		延	長	幅	員
月日	の氏名	71/.	<b>匡</b>		(メー	トル)	(メー	トル)
平成28年	霧島市溝辺町崎森	姶良市脇元	亡字蟹原7	28番		33.07	5.70	$\sim$ 6.10
4月11日	2821番地 6	17及び728種	番77					
	有限会社前田土木							
	技術							
	代表取締役							
	前田数馬							

#### 鹿 児 島 県 公 報 平成28年4月26日(火)第3207号の2

平成28年	鹿児島市東開町13	姶良市西餅田字十文字	67. 31	6.00
4月12日	番7号	2739番 9		
	丸和建設株式会社			
	代表取締役			
	和田康伸			

### 公告

#### 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成28年4月26日

鹿児島県立図書館副館長 岩下伸郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス(鹿児島県立図書館情報システムの賃貸借及び保守) 一式

- (2) 調達をする特定役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 入札説明書による。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 借入期間

平成28年12月1日から平成33年11月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品等の機能等証明書を、平成28年6月1日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該物品等を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(3)の納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元が証明した書面を併せて添付すること。また、提出された機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して,直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提

出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年4月26日から同年5月2日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお, 受付期間の終了後も随時受け付けるが, この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、要求仕様書に示す内容を全て含め、1の(5)に示す借入期間における借入 代金としての総額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立図書館資料課

鹿児島市城山町7番1号 郵便番号 892-0853

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成28年6月14日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年6月15日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県立図書館2階研修室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限 (2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成28年5月10日午後2時

イ 場所 (5)のイに同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書の提出期限までに納付すること。ただし,入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立図書館資料課

鹿児島市城山町7番1号 郵便番号 892-0853

電話番号 099-224-9515

ファックス番号 099-224-5824

13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 14 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:

Lease of Kagoshima Prefectural Library information system

(2) FULFILLMENT PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) FULFILLMENT PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 14 June 2016

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Materials Division

Kagoshima Prefectural Library

7 - 1 Shiroyamacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892 - 0853 Japan

TEL 099 - 224 - 9515

FAX 099 - 224 - 5824

# 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第44号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年4月26日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRスーパーマン~Limit・	株式会社大一商会	6P0254
	Break∼KG−T		
ぱちんこ遊技機	CR巨人の星MM-Y	株式会社サンセイアー	6P0218
		ルアンドディ	
ぱちんこ遊技機	CRAフィーバー夢福神Y	株式会社三共	6P0283
ぱちんこ遊技機	CRモモキュンソード3 FA	株式会社ソフィア	6P0241
ぱちんこ遊技機	CRモモキュンソード3 MA	株式会社ソフィア	6P0252
ぱちんこ遊技機	CRアメイジング・スパイダーマ	株式会社七匠	6P0253
	ンALPA		
ぱちんこ遊技機	CRヱヴァンゲリヲン10R	株式会社三共	6P0244
ぱちんこ遊技機	CRAスーパー海物語INジャパ	株式会社三洋物産	6P0246
	ンSC		
回胴式遊技機	ドリームハナハナ/DX-30	株式会社パイオニア	6S0228